

2006年12月1日

市議会議長 大島一夫様

市議会議員 山下慶喜

録音テープの取り扱いについての申し入れ

早速ですが、昨日の議会運営委員会において表題の件が話し合われ、「今後、録音テープの貸し出し制度を廃止する」旨、答申することに決定したとの議会運営委員会審査資料【協議結果】をいただきました。

その後、議会事務局職員にこの件の説明を求めたところ、事務局として本会議については録音しない、よって録音テープそのものが存在しないので、貸し出しそのものができなくなるとのことでした。となれば速記者の議場における記録、そして速記者の持ち込んだ録音機によるテープしか本会議の記録が存在しないという状況が発生します。

このことは地方自治法第123条で会議録の規定があり、議長は会議録を調製させる義務を有すると定めているにもかかわらず、このことが十分に保証されるかどうか、大きな疑問をもたざるを得ません。

本会議という議会の中で最も大事な会議の記録を公的機関である議会事務局がなんら有せず、委託先の速記者(社)だけが有しているというのはおかしいのではないのでしょうか。次のような事態は容易に予測されることであり、この事務を100%丸投げするのはリスクがあまりにも大きすぎると考えます。

- ①速記者(社)が十分速記できない状況が予測されること。
- ②録音機が機能しないケース。
- ③録音テープを紛失する事態。

また、速記者の作成した会議録についても正確かどうか、意図的な改ざんはないと思いますが、欠落や文言の誤りなどをチェックするための手段が事務局に全くない中では正確な会議録であるとの保証はありません。委託は普通のことですが、委託の成果がチェックできない体制は無責任といわざるをえません。

以上のことから、従前どおり事務局による録音を求めるものです。よろしく取り図られるよう申し入れます。